

# 職員給与規程

## 目 次

- 第1条 目的
- 第2条 給与の区分
- 第3条 給与の支払
- 第4条 給与の支給基準及び支給額
- 第5条 昇給
- 第6条 給与の支給
- 第7条 給与の支給定日
- 第8条 給与の減額
- 第9条 休職者の給与
- 第10条 育児休業者等の給与
- 第11条 国際機関等派遣職員の給与
- 第11条の2 自己啓発等休業者の給与
- 第11条の3 配偶者同行休業者の給与
- 第12条 定年前再任用短時間勤務職員の給与
- 第12条の2 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与
- 第12条の3 特定日以後の給与
- 第12条の4 管理監督職勤務上限年齢調整額
- 第13条 非常勤職員の給与
- 第14条 端数計算
- 第15条 給与簿
- 第16条 本規程の管理部署
- 附 則
- 別表第1 一般職俸給表
- 別表第2 専門スタッフ職俸給表

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法第57条第2項に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）がその職員（任期付研究員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与の区分)

第2条 給与の区分は、俸給及び諸手当（職責手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末手当及び業績手当）とする。

## (給与の支払)

第3条 給与は、通貨で、直接職員に支払う。ただし、職員の同意を得た場合には、その職員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振り込みにより支払うことができる。

2 給与はその全額を支払う。ただし、法令等及び機構と労働組合又は職員の代表者との協定がある場合においてはその協定に従い、給与の一部を控除して支払うことができる。

## (給与の支給基準及び支給額)

第4条 俸給は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間。以下「職員勤務時間規程」という。）第6条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

2 職員に適用する俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表の定めるところによる。

一 一般職俸給表（別表第1）

二 専門スタッフ職俸給表（別表第2）

3 職員の職務は、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（人事一法B－初任給基準。以下「初任給等基準」という。）に定める。

4 新たに俸給表の適用を受けることとなった職員の号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員勤務時間規程第3条第1項ただし書又は同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

5 職員が新たな職務の級に移った場合における適用される号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 （削除）

7 諸手当の支給基準及び支給額は、別に定める諸手当支給規程（人事一法A－諸手当支給）による。ただし、理事長が特に認める場合は別段の取扱いをすることができる。

8 第3項の規定による級の決定及び前項の規定による諸手当の支給に当たっては、事業計画に記載した人件費見積を考慮して行うものとする。

## (昇給)

第5条 職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日前において初任給等基準で定め

る日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものにあつては1号俸）とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
  - 一 55歳を超える職員（次号に掲げる職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。）特に良好である場合
  - 二 一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員特に良好である場合
  - 三 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合
    - イ 3級 特に良好である場合
    - ロ 4級 極めて良好である場合
- 5 前4項に規定する昇給は、事業計画に記載した人件費見積りを考慮して行うものとする。

#### （給与の支給）

- 第6条 給与のうち俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の分とする。
- 2 第8条の規定による減給、時間外勤務手当及び夜勤手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の前月分とする。
  - 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
  - 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
  - 5 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
  - 6 第3項又は第4項の規定によって俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員勤務時間規程第4条第1項及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### （給与の支給定日）

- 第7条 俸給及び諸手当（期末手当及び業績手当を除く。）は毎月18日、期末手当及び業績手当は6月30日及び12月10日を支給定日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は職員勤務時間規程第10条で定める休日（以下「休日」という。）に当たる

ときには、その日の以前において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給定日とする。

- 2 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、俸給の支払を請求した場合には、俸給の支給定日前であっても、前項の規定によらず、請求の日までの俸給を日割計算によって速やかに支給する。

#### (給与の減額)

- 第8条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規程第10条に定める休日及び同規程第11条に規定する振替休日である場合並びに同規程第14条、第19条、第21条及び第23条に規定する休暇による場合その他勤務を要しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務をしない1時間につき、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。その他俸給の半減に関し必要な事項は別に定める。
- 3 職員が国公法第82条の規定により給与減給処分を受けた場合には、当該職員には、その処分の内容に基づいて減額して給与を支給する。

#### (休職者の給与)

- 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員には給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が国公法第79条第1項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他に法律の定めが別段ない限

り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で諸手当支給規程第16条第1項に規定する期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条各号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、第7条に規定の支給定日に、第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員についてはこの限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、諸手当支給規程第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、諸手当支給規程第17条中「前条第1項」とあるのは、「職員給与規程第9条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

第10条 育児休業者及び介護休業者の給与の支給については、育児及び介護休業等に関する規程(人事一法B-育児休業等)による。

(国際機関等派遣職員の給与)

第11条 職員就業規程(人事一法A-就業規程)第31条の定めに基づき国際機関等に派遣された職員には、理事長の承認を得て、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

(自己啓発等休業者の給与)

第11条の2 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項の規定に基づき承認され自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業者の給与)

第11条の3 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第3条第1項の規定に基づき承認され配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給与)

第12条 国公法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額に、算出率を乗じて得た額とする。

(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与)

第12条の2 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。)附則第4条第1項及び第2項に規定により採用された常時勤務を要する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)の俸給月額は、当該暫定再任用職員に適用される俸給表の暫定再任用職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額とし、同法附則第5条第1項及び第2項の規定により採用された短時間勤務の暫定再任用職員(以下「暫定再任用

短時間勤務職員」という。)の俸給月額、当該暫定再任用職員に適用される俸給表の暫定再任用職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額に算出率を乗じて得た額とする。

(特定日以後の給与)

第12条の3 職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項、第5項、第5条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- 二 国公法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員(勤務延長型特例任用)
- 三 国公法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(勤務延長職員)(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第12条の4 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第12条の3の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(以下この条において「調整額」という。)を俸給として支給する。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- 二 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- 三 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定(俸給月額を改定する法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改

定前に受けていた俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

- 3 第1項の規定による俸給の調整額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 4 第2項第一号から第三号及び特例任用後降任等職員にあたる職員であって、第12条の3の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）第4条から第6条で定めるところを例として、第1項及び前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 5 第1項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の第12条の3の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）第7条から第11条で定めるところを例として、第1項、第3項及び前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

(非常勤職員の給与)

第13条 非常勤職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給与を支給する。

(端数計算)

- 第14条 第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 2 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(給与簿)

第15条 給与の支給に当たっては、事業所及び職員ごとに給与簿を準備し、給与計算の基礎となる事項及び給与の額等を記入しなければならない。

(本規程の管理部署)

第16条 本規程を管理する担当部署は、経営企画部人事企画課とする。

附 則 (平成13・04・01評基第013号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

第2条 第5条第4項の規定にかかわらず、機構移行前において給与法に規定の昇給停止に関する経過措置の適用を受けていた職員にあつては、その例による。

第3条 第8条第2項に規定の俸給の半減に係る別の定め、第9条第5項に規定の休職の期間中の手当の支給に係る別の定め及び同条第7項に規定の期末手当を支給しな

い者に係る別の定めを含め、その他この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらを定めるまでの間は、給与法を適用される国家公務員の例による。

附 則（平成 13・12・04 評基第 003 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14・11・29 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日（制定の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成 14・11・29 評基第 012 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15・12・01 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16・10・29 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 17・07・01 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17・12・01 評基第 016 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18・03・31 評基第 036 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給の切替等）

第 2 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替及びこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

（経過措置）

第 3 条 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成 18 年 4 月 1 日以後初任給等基準第 15 条第一号による人事交流等により引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成 18 年 3 月 31 日において受けていた俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこ

ととなるものには、平成26年3月31日までの間俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給するものとする。

附 則（平成19・03・27評基第016号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19・07・31評基第005号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19・12・03評基第014号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月3日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成19年4月1日からとする。

附 則（平成21・12・01評基第010号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

第2条 平成22年1月1日に行われる第5条の規定による昇給については、同条中「同日前において初任給等基準で定める日以前1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間」とする。

附 則（平成22・12・01評基第002号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額の減額支給）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この条において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第8条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜ俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号

俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この条において同じ。）に達しない場合（以下のこの条において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この条において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 第9条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第9条第1項 前号に定める額

ロ 第9条第2項又は第3項 前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第9条第4項又は第5項 前号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、日割計算による。

3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当並びに職責手当及び寒冷地手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として理事長が認めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24・03・13評基第020号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成26年4月1日における

号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 25・02・19 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25・12・25 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・03・25 評基第 003 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 1 1 条の 3 の規定の適用については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令により、平成 26 年 2 月 21 日とする。

附 則（平成 26・12・02 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、平成 26 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 5 条第 2 項（育児及び介護休業等に関する規程第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

2 前項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後初任給等規準第 15 条第一号による人事交流等により引き続いて職員となった者であり、かつ、平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関して前項の規定に準ずる適用を受けた職員については、適用しない。

（俸給の切替等）

第 3 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替並びにこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

（経過措置）

第 4 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成 27 年 4 月 1 日以後初任給等基準第 15 条第一号による人事交流等により引き続いて別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その

職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則（平成28・02・09評基第022号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成27年4月1日からとする。

（給与の支給等の特例）

第2条 平成27年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（平成28・11・29評基第010号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成28年11月29日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成28年4月1日からとする。

第2条 平成28年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（平成29・12・15評基第003号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成29年4月1日からとする。

第2条 平成27年1月1日に抑制された昇給を回復するため、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整する。

第3条 平成29年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（平成30・12・12評基第006号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成30年4月1日からとする。

第2条 平成30年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20191206評基第003号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成31年4月1日からとする。

第2条 平成31年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20200428 評基第 004 号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（20221207 評基第 021 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、令和4年4月1日からとする。

第2条 令和4年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 第12条の3の規定による俸給月額、第12条の4の規定による俸給その他第12条の3から14条の2までの規定の施行に関し必要な事項は、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20231129 評基第 010 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、令和5年4月1日からとする。

第2条 令和5年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 第12条の3の規定による俸給月額、第12条の4の規定による俸給その他第12条の3から14条の2までの規定の施行に関し必要な事項は、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20231129 評基第 010 号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、令和5年4月1日からとする。

第2条 令和5年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20240327 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20250210 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、令和 6 年 4 月 1 日からとする。

第 2 条 令和 6 年 4 月 1 日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20250317 評基第 009 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給の切替等）

第 2 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替及びこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20260119 評基第 006 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20260330 評基第 027 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第4条、第12条関係）

職員の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 及	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			

職員の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
び 暫 定 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					



職員 の区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び暫 定再 任用 職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

別表第2 専門スタッフ職俸給表 (第4条、第12条関係)職 員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	375,500	449,900	503,600	643,300
	2	377,000	454,300	509,200	679,900
	3	378,500	458,300	514,700	716,500
	4	380,000	462,200	520,100	
	5	381,400	465,800	525,400	
	6	382,900	469,600	530,500	
	7	384,300	472,900	535,600	
	8	385,700	476,200	540,300	
	9	387,200	479,500	543,700	
	10	388,500	482,800	546,700	
	11	390,000	486,000	549,500	
	12	391,400	489,200	552,100	
	13	392,900	492,200	554,700	
	14	394,600	495,200	557,100	
	15	396,300	498,000	559,500	
	16	398,000	500,700	561,700	
	17	399,400	503,300	563,900	
	18	401,000	505,700	566,100	
	19	402,600	508,100	568,100	
	20	404,100	510,300	570,100	
	21	405,800	512,500	572,100	
	22	407,000	514,500		
	23	408,300	516,500		
	24	409,600			
	25	410,900			
	26	412,000			
	27	413,100			
	28	414,000			
	29	415,000			
	30	416,000			
	31	417,000			
	32	417,900			
	33	418,700			
	34	419,000			
定年前再任 用短時間勤 務職員及び	35	419,300			
	36	419,600			
	37	419,800			



暫定再任用 職員					
-------------	--	--	--	--	--